



島根県報

平成17年11月29日(火)
号外 第 110 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

平成16年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 7 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 7 項の規定により実施した平成16年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成17年11月29日

島根県監査委員	藤 山	勉
同	絲 原	徳 康
同	生 田	洋 一
同	谷 本	敏

平成16年度 財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

監査の結果	措置状況
<p>1. (学)澤田学園 (総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>2. (財)島根県私学退職金財団 (総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項 会計に関する規程の整備について この団体の会計処理について、会計に関する規程が整備されていなかった。</p>	<p>会計に関する規定の整備について 適正で効果的な会計処理を図るため、この度、別添「財団法人 島根県私学退職金財団会計処理規則」(以下、「会計処理規則」という。)を制定した。 なお、従前の「財団法人 島根県私学退職金財団寄付行為施行規程第4章会計第15条から第26条」は、この「会計処理規則」の制定と同時に変更し削除した。</p>
<p>3. (財)北東アジア地域学術交流財団 (総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 団体のあり方について この団体は、島根県が設置する大学、研究機関における北東アジア地域に関する学術研究、地域課題研究並びに学術・人的交流に関する事業への支援・補完することを目的に設立されたが、団体独自の正規職員(嘱託職員1名のみ)がおらず、4名の県立大学の職員が兼務している。 また、財政的にも基本財産、運用財産は全て県が負担しており、実質的に県が行っているのと何ら異なるところがない。</p>	<p>団体のあり方について (財)北東アジア地域学術交流財団については、県立大学の地方独立行政法人化に伴い平成18年度末に廃止し、公立大学法人に引き継ぐこととし、運用財産については法人に寄附することとする。 また、これまで財団が実施してきた事業で引き続き必要なものについては、北東アジア地域研究センター及び地域連携推進センター(仮称)において実施することとする。</p>

<p>今後平成19年度を目途として、県立大学は、県立女子短期大学、県立看護短期大学との統合、独立行政法人化が検討されていることもあり、この団体のあり方について根本的な検討をされたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>4. 隠岐空港整備・利用促進協議会（交通対策課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>5. 一畑電車沿線地域対策協議会（交通対策課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>6. 萩・石見空港利用拡大促進協議会（交通対策課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>7. 社島根県トラック協会（交通対策課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 繰越金の有効活用について</p>	<p>繰越金の有効活用について</p>

この団体は、一般会計の外、軽油引取税の一部相当額を財源とする県の補助金等によって各種事業を行い、その結果、毎年度1億数千万円余の多額の繰越金が発生している。

平成14年度実施の団体に対する監査において、多額の繰越金の有効活用を図るよう改善措置を求めたところであるが、平成15年度の決算においても1億5千万円余の多額の繰越金を生じ、改善は不十分である。

県は、団体が会員事業者へのトラックのDPF（ディーゼル車の排ガス中の微粒子除去装置）や速度抑制装置の取付費の助成等の環境対策事業をさらに充実させ、計画的な繰越金の有効活用を図るよう指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

支払事務について

団体の旅費規程どおりに、旅費が支給されていないものがあった。

イ 運営の合理化に資する意見

繰越金の有効活用について

平成14年度実施した監査において、多額の繰越金の有効活用を行うよう意見を述べたところであるが、平成15年度決算においても、1億5千万円余の繰越金が発生しており、改善は不十分である。

今後、団体として、会員事業者へのトラックのDPF（ディーゼル車の排ガス中の微粒子除去装置）や速度抑制装置の取付費の助成等の環境対策事業をさらに充実させるなどにより、計画的な繰越金の有効活用を図られたい。

平成16年度末の繰越金1億5千万円については、うち約6千万円について、低公害車の普及促進を図るための、助成制度の増額や会員への融資を行う近代化基金の増額にあて、平成17年度環境対策事業の充実が図られるように指導した。

平成18年度以降も、繰越金の有効活用を図るよう指導する。

支払事務について

御指摘の件については、青年部会会計と交付金会計が協調して旅費を支給したものであり、従来の旅費規程額より、その支給額が下回っていたので、問題ないと判断し支給を行ったものであります。

しかし、今後は、各部会などと協調して旅費を支給する場合においても規定の支給額を支払うように致します。

繰越金の有効活用について

平成16年度末においても約1億5千万円の繰越金が発生しており、その繰越金の内6千万円について、下記の計画により繰越金を減少させる。

また、平成18年以降も引き続き繰越金の減少に努める。

環境対策の強化・拡充

環境対策の推進を図るために、低公害車を導入する場合（特に低PM認定車、新長期規制車）の助成制度の強化・拡充を行い、当該制度の平成16年度予算額261万円から平成17年度予算額を1,500万円に増額させることにより、低公害車の普及促進を図る。

近代化基金の更なる造成

近年、近代化基金融資事業の利用が大幅な増加している中であって、現在の国の低金利政策により、当事業の運営が厳しくなっており、当該事業の預託的な性格の

	<p>「近代化基金」を更に繰越金から4,500万円を「近代化基金」として繰入れ増強する。</p>
<p>8. 全日本同和会島根県連合会（人権同和対策課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>9. 財しまね国際センター（文化国際課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>公表・指摘事項</p> <p>公益法人会計基準に基づく収支予算書について 公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。</p> <p>収入の調定事務について しまね国際研修館の居室使用料の調停額に誤りがあった。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>今後の事業展開について 団体が、地域の国際化を推進するに当たっては近年急増している在住外国人の生活支援、国際交流団体のネットワーク化などの取り組みや市町村・民間団体の国際化の取り組みについて、現在の団体の事業をさらに拡充強化されたい。</p>	<p>公益法人会計基準に基づく収支予算書について 平成17年度収支予算書作成時から収支予算総括表を作成した。今後は、決算時の収支計算書総括表の作成を含め措置する。</p> <p>収入の調定事務について 今後このような誤りがないよう努める。</p> <p>今後の事業展開について 県内各地の日本語教室は、日本語指導のみならず生活や文化理解など在住外国人への支援事業にとって存在意義は大きく、その活動の継続とフォローアップ・サポート事業は当財団の任務と考えている。このため、各教室の緩やかなネットワーク作りに平成17年度から着手している。また、国際交流や協力事業を行っている各種の団体に対しては、活性化とフォローアップのためにセミナーやワークショップ等の開催に向け事業着手をしている。</p> <p>県内の市町村合併後の国際化担当者会議を県担当課と合同で開催し、県の国際化方針や当財団の事業方針を説明、意見交換を行い国際交流から在住外国人支援、多文化共生事業の具体化を協議する。</p>

10. (財)島根難病研究所 (健康福祉総務課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体の研究事業との連携について

この団体は、研究事業として地域医療の充実と健康長寿社会の実現を期し、疾患の予知・予防及び健康増進に関する研究を行うこととしている。

また、全国一の高齢県である本県も健康長寿日本一を目指し「健康長寿しまね」を重要施策と位置づけている。

当該団体は主要な設置目的である研究事業の充実が重要課題となっているので、県としても経営委員会等を通じ、健康長寿に関する研究課題の提供や健康長寿しまねの事業に対する協力を求めるなど当該財団を積極的に連携・活用されたい。

団体の研究事業との連携について

島根難病研究所においては、平成16年度は、「健やかな長寿社会を目指した予知・予防医学に関する研究」を基本テーマに島根大学との共同研究事業として15事業、特定研究として6事業が行われたところである。

今後、更に県事業との連携が図られた研究が行われるよう、経営委員会等を通じて協力を求めるほか、研究成果の積極的なPR、活用等についても働きかけを行う。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体の研究事業の拡充・強化について

この団体は、地域医療の向上に寄与するために、難治性疾患等に関する調査、研究、技術研修、情報収集及び知識の普及等を行うこととしているが、検査・検診事業も行っている。

今後団体としては、団体の設立理念である地域医療の向上に寄与するような研究事業の充実が必要である。

そのためには、独自財源や篤志家の寄付収入の拡大等により財源の安定的確保に努める一方で、団体として、県、島根大学等とも連携を取りながら地域医療に貢献できるような研究テーマを積極的に企画するとともに、その研究成果が県民に理解されるような情報発信のあり方を検討されたい。

団体の研究事業の拡充・強化について

本県は全国一の高齢県であることから、当財団は、生活習慣病や高齢化に伴う疾患の早期発見と予防研究の充実を図るとともに、大学、県、市町村と連携を図りながら高齢者の健康増進と生活の質を高くするための研究事業を企画する。

また、研究成果をインターネット等を通じ積極的にPRし、啓発活動ならびに事業支援に寄与できるようにしたい。

研究事業の財源の確保については、自己財源は、現在の経営上困難であるが引き続き寄附収入の確保に努めるとともに、全国一の高齢県であることに鑑みて県からの受託研究も検討の一方策と考える。

11. (福)吾郷会 (地域福祉課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に

執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

12. 財しまね農業振興公社（農林水産総務課・農業経営課・農畜産振興課・農地整備課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

石央第一区域畜産基地建設事業の跡地処理について

金城町で実施した石央第一区域畜産基地建設事業（昭和49年～昭和52年）の用地は、農業振興公社が先行取得し、(株)島根県畜産開発事業団が経営してきたが、譲渡については当該事業団の経営の安定化後に行うこととし、それまでの間公社が土地所有するための資金 8 億 4 千万円余を昭和56年以来、県が農業振興公社に貸し付けている。

しかしながら、当該事業団は平成15年 3 月31日に解散し、平成16年 6 月24日に精算終了することとなった。

跡地の内、新開団地（50.8ha）については金城町が農業利用を目的として譲渡を申し出ており、現在交渉されているところである。

残る元谷団地（75.6ha）については金城町、公社、農林水産部の関係課等で構成する、「旧金城牧場元谷団地活用検討プロジェクトチーム」を設置して有効活用を図ることとしている。

このプロジェクトチームにおいては、県の貸付金が早急に回収できるよう、多角的な面から跡地利用を検討する必要がある。

そのためには、周辺市町村や県の関係部局、関係機関のみならず農業関係者以外の民間企業等も含め多方面の意見も聞きながら、県内外の情報収集に努め、元谷団地の早急な処分を検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

石央第一区域畜産基地建設事業の跡地処理について
新開団地の処分について

新開団地については、金城町からの譲渡申し出を受け、平成17年 3 月に売却を完了した。この売却により、公社への貸付金を 8 億 4 千万円余から 5 億 8 百万円余へ軽減することとなった。

元谷団地の処分について

早期処分に向け、利活用が見込まれる県内団体等について、プロジェクトの検討状況を踏まえた土地利用上の課題の整理、及び利活用（新規事業）計画の策定を行っている。

今後は、この団体等の意向を踏まえ、適切な処分に向けた取組を引き続き実施することとしている。

また、県内団体等への処分検討と並行して、「島根あさひ社会復帰促進センター」の構外作業用地としての活用の検討や、大手緑茶飲料メーカーに対して茶園利用を提案する等、県関係部局や市町等との連携を図りながら情報発信を行っているところである。

予定価格の設定について

契約事務については県の例によることとなっているが、「企業の農業参入マニュアル」(3,045,000円)の随意契約について予定価格が設定されていなかった。

支払事務について

若さあふれる就農の郷づくり事業の研修委託費が本来の交付対象者以外の者に支払われていた。

予定価格の設定について

公社は、50万円を超える随意契約については、島根県会計規則に準じて予定価格を設定するため、今後発生する同様の契約については、適切な事務処理を行う。

支払事務について

研修委託費を安来市の「就農の郷づくり会計」を経由して交付対象者に支払ったが、交付対象者が研修委託費を受領したことを確認する証拠書類がなかった。

今後は、研修委託費の振込先が交付対象者名義でない場合は、交付対象者から委任状と領収書を徴収することとした。

イ 運営の合理化に資する意見

中海干拓農地の売買促進について

中海干拓農地保有合理化事業においては、揖屋・安来地区中海干拓地を平成元年に公社が国から一括配分を受け、売渡しを進めてきた。

しかしながら、国からの一括配分を受けるに当たっては、公社は市中金融機関から借り入れを行っていたため、売渡しが長引くに従い利子負担が増大し売渡価格の増嵩の一因となっていた。このため平成8年に、県は干拓農地価格の上昇を抑制するため、公社に対して30億円余りの無利子資金を貸し付け、これにより公社は金融機関へ一括償還を行った。

農地については、売渡し促進のために取得を前提とした農地貸付制度や価格抑制策等の対策を講じてきたが、県からの借入金の償還期限を平成16年度末に控え、40.6haの未売却農地を抱えており、完売の目処は立っていない。

については、販売区画面積の縮小や経営面積要件の緩和等も検討しながら、市町村、農業経営者、一般県民等から新規就農希望者や経営規模拡大希望農家の動向、ニーズの情報収集に努めるとともに事業の概要を県内外に情報発信する等早期完売対策を講じられたい。

中海干拓農地の売買促進について

今後とも早期完売に向けた検討や、認定農業者はもとより県内外の新規就農希望者や農外企業の参入も視野に入れ、干拓農地の情報発信を推進していく。

(平成16年3月31日現在)

	取得面積 (売渡対象)	売渡面積 (含取得前提)	保有面積	売却率
揖屋地区	202.8ha	194.6ha	8.2ha	96.0%
安来地区	128.3	95.9	32.4	74.7
合計	331.1	290.5	40.6	87.7

13. (株)島根県食肉公社 (農畜産振興課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

中・長期的な計画の策定について

この団体は経営に関しては累積欠損金を約 6 億円計上しているが、平成14年度からは経営改善の成果もあり、単年度の黒字に転じている。

現在、団体では平成16年度から 3 ヶ年の第 6 次経営改善計画を策定し、単年度収支の均衡や市場ニーズに対応した人員配置、商品の高付加価値化、新規事業の導入検討等に取り組んでいる。

しかしながら、この計画では累積欠損金の抜本的解消には至らず、近い将来、施設の老朽化に伴い11億円以上の多額な基本施設の更新費用が必要となる等公社を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。

については、短期的な第 6 次経営改善計画を実行されているが、累積欠損金の解消や、施設更新計画等の課題を踏まえた、中・長期的な経営計画を策定されたい。

中・長期的な計画の策定について

食肉公社取締役会においても、累積欠損金の解消や基本施設更新の必要性が協議され、現在、平成18年度から 5 ヶ年間の第 7 次経営改善計画の策定に向けた検討を行っているところである。

この第 7 次経営改善計画では、

- ・ 累積欠損金の解消と経営コストの削減
- ・ 事業量の確保
- ・ 単年度収支均衡を基本とした利益確保
- ・ 安全で安心な食肉処理・流通の推進
- ・ 基本施設機能の確保

を基本事項として揚げ、各株主の意見を聞きながら、計画の策定に向けて取り組むこととしている。

14. (財)島根県みどりの担い手育成基金 (林業課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

支出に関する決裁について

消耗品代等の経費について、決裁を受けずに支出されていた。

旅費の調整について

旅費については、県の例によるとされているが、旅費の調整がなされていなかった。

支出に関する決裁について

指摘のあった消耗品代等の経費 (68,225円) については、理事長の追認を受けた。今後、経費支出については遺漏のないようにする。

旅費の調整について

今後は旅費規程に基づき支給する。

<p>15. 島根県漁業協同組合連合会（水産課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>16. (社)島根県水産振興協会（水産課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>17. (社)島根県観光連盟（観光振興課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 (社)島根県観光連盟補助金の見直しについて この団体の事務局は、プロパー職員 2 名と県職員が担っている。しかも、このプロパー職員の人件費について全額が県費助成されている。 団体の事務局運営にかかる人件費部分については、県が全て負担するのではなく、会員全体で負担するよう検討されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>(社)島根県観光連盟補助金の見直しについて 見直し検討を行った結果、団体の事務局運営にかかる人件費部分について当面は県3/4、(社)島根県観光連盟1/4の負担割合とする。</p>
<p>18. 島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会 (しまねブランド推進課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p>	

<p>ア 改善等を要する事項 公表・指摘事項</p> <p>支出に関する決裁について 小中学校体験プログラム推進事業の経費について決裁を受けずに支出されていた。</p>	<p>支出に関する決裁について この事業については平成15年度をもって終了しているが、今後同様の事業実施に際しては、未決済で支出することのないよう徹底することになっている。</p>
<p>19. 社島根県物産協会（しまねブランド推進課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 伝統工芸品雇用資金貸付制度について 伝統工芸品雇用資金貸付事業は伝統工芸品産業の後継者の確保育成と定着化を目的とし、製造に従事する者を雇用する事業者に対して3年間を限度に月額5万円の資金を貸し付ける制度であるが、雇用開始後引き続いて1年間雇用した時は返還免除となり、また、年度中途において退職した場合も事業主の責によらない場合は返還免除されることとなっている。 しかし、短期間の雇いで返還免除をするこの制度では、事業目的である後継者の育成と定着化が図られるかという点で疑問であるので、例えば3年の貸付期間満了後に定着化を確認の上返還免除をする等、免除の要件を再検討されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>伝統工芸品雇用資金貸付制度について 貸付制度創設以降、現在貸付を受けている者を含め制度利用は25件となっている。 このうち雇用就業者自身の都合で中途退職した者は現在のところ4件で、現時点で後継者育成と定着化という事業目的を大きく逸脱する結果にはなっていないと考えられる。 しかしながら、報告書においてご意見をいただいたとおり、さらに事業目的を明確化していくためにも、返還免除の要件について、適宜検討を続けて行く必要があると認識している。</p>
<p>20. 財島根県石央地域地場産業振興センター (産業振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見 経営改善計画の策定について</p>	<p>経営改善計画の策定について</p>

事業収入が伸び悩むなか、国庫補助制度の見直し、施設の老朽化による大規模修繕のための多額の費用が想定されるなど、施設運営は厳しい状況にある。

今後は、この団体のあり方、事業収益の拡大のための新たな事業展開、施設の改修計画等を具体的に検討のうえ、経営健全化のための中・長期的な計画を策定し、この計画に基づいた事業展開を図られたい。

センターの事業収入については、施設利用、販売収入等増収を図るべく、各種団体等へ呼びかけ利用促進を図っているところですが、昨今の経済情勢、国庫補助制度の改悪等により厳しい状況にあります。今後ますます厳しくなるセンターの管理運営について、平成16年度検討委員会を設置し検討を行ってきたところです。中、長期計画策定等含め、センターの今後の運営について、運営委員会及び理事会に諮り今後も引き続き検討、協議していきたい。

21. 島根県土地開発公社

(企業立地課・土木総務課・用地対策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

益田拠点工業団地について

益田拠点工業団地は、用地面積43.3haに対して、分譲済面積9.5ha(リース面積1.2haを含む。)で、未だ分譲率は21.9%に留まっており、債務保証残高も、5,385,483千円(借入利率0.81%~1.55%)とほとんど減少しない状況であり、今後とも益田市と共に、分譲のPR活動を積極的に行い分譲促進に努められたい。

また、県は、益田拠点工業団地の分譲単価を維持するため、団地事業費の残高と未分譲地の回収可能額との差額全額について公社に補助しているが、平成4年、団地の整備が始まった時点での契約においては、分譲開始5年後に残地が生じた場合には、益田市において買い戻す旨の特約があったことに鑑みても、県のみが負担するのではなく、益田市に対しても応分の負担を求めることを検討されたい。

団体のあり方について

この団体は、昭和48年に当時の地価の高騰、土地の需要増大という時代的背景のもとに制定された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて、島根県に代わって公共用地、公用地等の先行取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に資することを目的に

益田拠点工業団地について

益田拠点工業団地については、益田市と連携し、PR活動を進め、更に分譲促進に努めたい。

また、この団地については、知事、益田市長、県土地開発公社理事長の三者で締結した平成14年3月27日付け「益田拠点工業団地の整備に関する変更覚書」により、工業用地分譲開始後10ヶ年(平成19年3月)を経過したのち、なお、分譲残地を生じた場合には、処分の具体的方法について、三者で別途協議することとしている。

なお、益田市においては、その趣旨に沿って、当初から応分の負担を行っているが、平成16年度においては、次のとおりの負担を行っている。

< 益田市独自負担 >

・工業用水対策補助金	10,695千円
・団地内整備事業	389千円
・職員の大派遣経費	6,772千円
・広告宣伝	98千円
・雇用促進助成金	1,300千円
・益田拠点工業団地企業誘致促進協議会	800千円

団体のあり方について

公共事業実施のための用地先行取得は、公共事業費の縮減を迎えた現在においても必要であり、規模は縮小しつつもこれまでどおり適正な管理・運用が求められる。

人員体制については、今後の事業見通しを勘案した上で、退職不補充や早期退職制度等により適正な人員管理を行うとともに、昨年実施した住宅供給公社との事務局

設立された。

この団体にあたっては、県等公共団体からの事業の受託を受けて、職員数30人のうちの過半数の職員が県や(財)建設技術センター、町に派遣されているのが実態であり、また、職員の平均年齢も54歳と高い。

現在、県においては厳しい財政事情の下、職員定員も10%削減される状況である。さらに今後、公共事業費が大幅に縮小し、県等公共団体からの受託事業の減少が見込まれる。

については、早急に職員定数の見直しや業務の方針を含め今後の団体のあり方について抜本的に検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

長浜分譲用地の処分について

県立出雲農林高等学校用地造成に係る採土地である長浜分譲用地18,907㎡が昭和46年以来30年以上も未利用のまま放置されているので、早急に処分すること。

統合に加え、事務が重複する部門については、さらなる統合を検討し、人員の削減に努めたい。

今後の事業は、これまでに県や市から依頼を受けて行った工業団地、住宅団地の造成地を保有していることから、売却完了まで管理を行わなければならない。また、出雲以西の高速道路事業用地の取得が見込まれるところであるが、国及び県の公共事業の施行計画による変動が大きいため、今後一層関係機関との連携を図り、適正な規模の施行体制となるよう努めたい。

適正規模の検討は、県の中期財政改革基本方針に基づく公共事業枠の削減の状況等も踏まえ、速やかに将来計画を策定したい。

長浜分譲用地の処分について

該当用地の処分については、国・地方公共団体及び民間企業へ情報を提供し、分譲の促進を図っているところですが、社会経済情勢等の悪化に伴い、未だ結果が出されておられません。

今後は公募による売却処分等を検討することとしておりますが、この事業は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号に規定する住宅用地の造成事業として計画されており、処分の方法等によっては計画変更が必要となることから、理事会の承認を得た上で処分することとなります。

22. 出雲商工会議所（経営支援課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

会計に関する規定の整備について

この団体の会計処理について、会計に関する規定が整備されていなかった。

会計に関する規定の整備について

会計に関する規定が未整備であることから、現在、日商及び各地（県内外）商工会議所等の会計規則を参考にしつつ、適正な会計処理のための会計規則の策定に向け検討、準備を進めている。

23. 島根県商工会連合会（経営支援課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

売買契約に係る入札について

指導用車両1,498,400円の購入については団体の会計規定により入札にすべきであるが随意契約とされていた。

売買契約の際の予定価格の設定について

団体の会計規定では5万円以上の物件の買入は予定価格を設定することとなっているが、予定価格を設定していない契約があった。

売買契約に係る入札について

会計規程並びに契約事務取扱要領は、昭和55年に施行されたものであり、実態より低く規定されていることから、県の会計規程に準じて理事会で改正を行うとともに、部課長会議（定例会）において、会計規程の遵守を徹底させ、また朝礼（全職員出席）において、会計規程の遵守を徹底させた。

売買契約の際の予定価格の設定について

予定価格の設定の有無と金額について、及び入札がある場合に、各担当課だけで行うのではなく、組織規程の事務分掌に定め、総務人事課も参画して行うこととし、支払いを行う経理係においてチェックし、総務人事課長が再度チェックを行うこととした。

24. 財島根県勤労福祉事業団（労働政策課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

この団体は、雇用能力開発機構が所有する「いこいの村しまね」の管理運営を受託して勤労者の余暇の充実、健康の増進等、勤労者福祉の向上に寄与することを目的とし、事務所を「松江市殿町一番地」に置いて昭和52年に設立された。

その後平成15年8月1日に「いこいの村しまね」は雇用能力開発機構から瑞穂石見いこいの村事務組合（現邑南町）に委譲され、同時に事業の目的も勤労者福祉の向上から町民の宿泊施設に変更されることとなった。

また、理事長外県関係の役員が全員地元関係者に変更されるとともに、法人の事務所も県庁から石見町に移された。

従って、島根県が出資者としての必要性がなく

団体のあり方について

県の財産台帳に搭載されている出損金500千円の権利放棄処理及び県の関与が反映されている現在の財団名称の変更処理を行い、撤退することを検討中である。

なったので、今後は、「いこいの村しまね」の現在の所有者である邑南町を主体とした法人形態とし、県は財団法人島根県勤労福祉事業団から撤退されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく計算書類について
公益法人会計基準に基づく収支計算書及び正味財産増減計算書が作成されていなかった。

理事会議事録について
平成15年度の事業報告・決算に係る理事会の議事録が作成されていなかった。

契約書の作成について
契約事務は石見町財務規則に準拠することとなっており、30万円以上は契約書を作成することとなっているが、修繕費526,680円の執行にあたり契約書が作成されていなかった。

浄化槽保守点検契約について
浄化槽保守点検契約が財団理事長名でなく支配人名で契約されていた。

公益法人会計基準に基づく計算書類について
収支計算書及び正味財産増減計算書については、今後作成します。

理事会議事録について
今後は速やかに作成します。

契約書の作成について
今後は、規則を遵守し、契約書を作成します。

浄化槽保守点検契約について
今後は規則を遵守し、理事長名で契約します。

25. 財団法人島根県建設技術センター

(土木総務課・技術管理課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について
この団体は、県内の地方公共団体が施行する建設事業の適性かつ効率的な執行を支援すること及び建設技術者の資質の向上を図ることを目的に設立された。

この団体は、中国各県に比して財政的に本県のみが県100%出資であり、さらに職員構成においても、中国各県ではプロパー職員、市町村からの派遣職員から構成されているが、本県では臨時職員以外に財団独自の職員が1人もおらず、県(7人)、県土地開発公社(4人)からの派遣、出向職員である。

このように、この団体は財政的にも人的にも、県が全面的に関与しており、事業も県の委託事業

団体のあり方について
受託事業や研修事業は、各市町村・各年度で変動することから県内全市町村から出損を求めるよりもその都度委託者等から委託料や負担金を徴する方が受益と負担の整合性を図る上で適正であるため、県100%の出資としている。

また、職員配置については、団体固有の職員はおらず、全て県及び土地開発公社からの派遣であるが、このことは事業量が縮小する傾向にある中で業務量に見合った職員配置が可能であり、適正な組織運営に寄与している。

今後は、「公共工物品質確保法」に沿って技術力の脆弱な市町村支援を強化する必要があるため、公共団体・民間企業の退職者等の活用も視野に入れて検討する考え

が殆どであり、実質的には、県の地方機関と何ら異なることはないので、今後そのあり方を抜本的に見直されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく収支予算書について
公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。

である。

なお、平成14年度に、民間では事業化困難な建設副産物再利用促進事業に、その資金を金融機関から自ら調達して着手し、昨年度運営を開始したところであり、公共性・公益性の高い本事業を今後とも実施する考えである。

公益法人会計基準に基づく収支予算書について
今後は、公益会計基準に基づき、収支予算書の総括表を作成いたします。

26. 島根県住宅供給公社（建築住宅課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

この団体は、住宅不足の著しい地域において居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給するために、地方住宅供給法に基づいて昭和40年12月に設立され約40年経過し、現在、本県の住宅の持ち家比率は70数%台と全国的にも高く、また近年民間による住宅供給も市部等では盛んに行われている状況にある。

また、国においても向こう2カ年を目途に住宅金融公庫の廃止など抜本的な住宅政策の見直しが予定され、公社の果たすべき役割及びあり方等も大幅な見直しが行われることが想定される。

このような状況や住宅政策の見直しを踏まえ、今後の団体のあり方について検討されたい。

団体のあり方について

地方住宅供給公社法に基づき県が出資・設立した法人であり、宅地造成、分譲住宅建設、宅地分譲、賃貸住宅建設、賃貸住宅管理等の事業を柱とし、公社の設立目的である県民に対する良質な住宅の供給、良質な住環境の形成に先導的な役割を果たしている。

公社の在り方としては、民間と競合することがないように、民間で取り組みがたい先駆的事业や民間による事業が見込まれない地域において、市町村と連携し、定住促進など市町村の住宅施策の支援となる事業を行うこととしている。

国の住宅政策の見直しでは、現在のところ、先の国会で成立した設立団体による自主解散規定、並びに県及び市町村の住宅施策の支援となる公営住宅の管理代行制度が盛り込まれたところであるが、現時点では公社の役割について大きな変更はないと考えている。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

平成15年度の決算理事会について

定款第22条の規定により、毎事業年度の決算は翌年度の5月末日までに完結するものとしてされているが、翌年度の6月になってから監査が行われ、その後、決算理事会が開催されていた。

平成15年度の決算理事会について

平成16年度の決算については5月23日に監査を実施し、27日に理事会を開催した。

イ 運営の合理化に資する意見

分譲住宅用地の売却促進について

用地取得後 5 年以上経過した土地の保有状況を見ると、取得面積約42.1haのうち約2.4haの宅地が売れ残っている状況にあるので、次の事項について検討されたい。

a 分譲計画どおり売却が進んでいない団地については、地元市町村との連携のもとに広報活動等を積極的に展開し、売却の促進に努めること。

b 団地開発にあたり地元市町村と買い戻し特約等の契約を交わされている場合、履行期限があるものについては、期限内の履行を求め、また、履行期限の設定がないものについては、当該市町村と協議のうえ期限を設定し、その確実な実行を求めるなど、未売却団地の処分を速やかに行うこと。

分譲住宅用地の売却促進について

2.4haの内、販売促進に努め、現在1.7haに減少した。

a 当年度の募集時(17/4)に、パンフレット等を地元市町村に配布し協力を仰ぎながら広報活動をし、新聞・チラシ・TV及びホームページ上において、広告等を積極的に展開し売却の促進に努めている。

また、島根県のUIターン施策に沿って各島根県事務所(東京・大阪・広島・九州)へ情報提供をするとともに、個人宅にパンフレットを送付している。

b 買い取り協定・覚え書等を交わしている、関係市町村と協議を行いその実行を求め、平成16年度中に、平田市の中ノ島団地(公共代替)・島根町のマリントウン加賀(公営住宅用地)及び宍道町の緑が丘ニュータウン(公共代替)における各用地を売却した。

なお、東出雲町の廻山団地については町の財政事情等もあり継続して協議を実施している。

27. 勸島根県暴力追放県民センター(県警捜査第二課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

相談機関との連携について

団体は、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うことを目的として設立された団体であるが、近年は、家庭内暴力、悪徳商法等の相談もあることから、県教育委員会、健康福祉部等の相談機関と相互に一層緊密な情報交換を図りたい。

相談機関との連携について

これまでも県警察を始め、県弁護士会等との緊密な連携の下に相談事業の推進に努めてきたところであるが、更に各種相談機関との連携強化を図るため、本年3月24日をもって県教育委員会、健康福祉部等が参加する「島根県相談業務相互支援ネットワーク」に加入して、その連携の下で悪質・多様化する暴力相談事業に的確な対応を図ることとした。

